

公立大学法人会津大学職員表彰規程

(平成18年4月1日規程第46号)

改正 平成19年1月1日規程第87号

改正 2023年12月13日規程第27号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学職員就業規則第37条の規定に基づき、職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている福島県の「福島県職員表彰規程（昭和35年福島県訓令第53号、以下「訓令」という。）」、福島県職員表彰規程取扱要綱、その他福島県の関係例規、通知等を準用する。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に掲げる者について行う。

- 一 大学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った者
- 二 職務の遂行にあたって、災害を未然に防止し、又は発生した災害の拡大を防ぎ、特に功労があった者
- 三 職務の遂行にあたって抜群の成績をあげ、特に職員の模範とする事績があった者
- 四 職務に関して、有益な研究、考案等を行い、又は事務能率の増進について著しく貢献をした者
- 五 職員として永年勤続し、その勤務成績が良好である者
- 六 その他学長が表彰することを適当と認める事績又は行為があった者

(永年勤続)

第3条 前条第五号に規定する者とは、次に掲げるものとする。

- 一 職員として満30年以上勤続し、その成績が良好な者で年齢満50才以上の者
- 二 職員として20年以上30年未満勤続し、その成績が良好な者で勸奨、定年及び年齢満60才以上で年度末に自己都合により退職する者

(表彰事案の審査)

第4条 理事長は、その所属の職員に、第2条各号のいずれかに該当する者がいると認めるときは、必要に応じて当該事案の審査のための審査会を設置し、当該事案を審査に付することができる。

(表彰の決定)

第5条 理事長は、必要に応じて行う前条の審査も踏まえ、表彰を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰は、理事長が定める日に行うものとする。

(追彰)

第7条 職員が、死亡後において表彰を受ける者に決定したときは、その死亡の日にかかのぼって表彰する。

(公表)

第8条 表彰を受けた者(永年勤続により表彰を受けた者及び優良運転により表彰を受けた者を除く。)の氏名及びその事績の概要は、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定により大学の職員となった者の第2条第五号の勤続した期間については、その者の福島県職員としての引き続きいた在職期間を大学の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

3 第2条第五号の永年勤続表彰については、福島県職員表彰規程(昭和35年福島県訓令第53号。以下「県表彰規程」という。)第2条第五号の規定に基づく福島県知事による表彰が行われる場合は、理事長は、当該職員については表彰を行わない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

この規程は、2023年12月13日から施行する。